

## 添付書類・預貯金等の確認について

申請書には、預貯金等を確認できる書類の添付が必要です。  
 ※生活保護を受給されている方のみ確認書類の添付は不要です。

■「預貯金等」に含まれるものと「確認書類」は以下の表のとおりです。

預貯金等に含まれるもの	確認書類
預貯金（普通・定期）	通帳、証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	不要（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど） ※預貯金等から差し引いて計算します。 ※事業に関するものは対象外です。	借用証書など

◆生命保険、自動車、腕時計・宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などの資産は、預貯金等には含まれません。

■通帳のコピーは次のようにしてください。（配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。）

(1) 口座名義人・銀行名・支店名・口座番号が分かるページ（通帳表紙の裏面）

普通預金	口座番号 1234567
クシモト タロウ 様	
〇〇〇銀行 △△支店	

できるだけ最新の日付となるよう、申請書提出前に記帳をしてください。  
 ※最終日付が申請日より2ヵ月以上前の場合は、記帳をお願いすることがあります。）

(2) 最終記帳ページ

年月日	お支払金額	お預かり金額	差引残高
29-06-03 繰越			※1,000,000
29-06-10 ATM 出金	※100,000		※900,000
29-06-15 国民年金		※120,000	※1,020,000
29-06-30 定期利息		※500	※1,020,500
.			
.			
29-08-01 カード	※70,000		※820,000

年金の受取口座の場合は、直近の年金振込が分かる箇所もコピーしてください。

同じ通帳に定期・定額貯金がある場合は、そのページもコピーが必要です。

(3) 定期預金記帳ページも忘れずに添付してください。ただし、定期預金がない場合は添付不要です。

これらすべてのコピーが必要です！

①所有するすべての通帳 ②定期預金などの証書 ③配偶者の通帳、証書等